

千葉県内で災害が発生した場合			
参集場所	① 社会福祉センター2階事務所	固定電話番号	TEL : 043-245-1101
		緊急電話番号	1F*****2F*** (発信専用)
	② 県社会福祉センター・駐車場・みなと公園 (センターへ入れない場合)		TEL : 事務局長携帯
			TEL : 総務部長携帯

地震・津波による参集基準			
区分	参集条件	参集職員	参集後に想定される業務等
レベル1	地震が発生し、県内で震度5強を記録したとき	事務局長 部長	●県及び被災地社協等から情報収集を行い、被害状況を把握する ●職員の安否確認を行う ●センター館内の点検・事務的環境の動作確認を行う(電源・電話・LAN接続等) ●被害状況により会議を行い今後の対策の協議・参集レベルの判断・発令解除等を行う
	千葉県内に津波警報が発表されたとき	副部長 VC班班長 VC担当職員	
	その他、事務局長が必要と認めたとき		
レベル2	地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき	全職員	●県及び被災地社協等から情報収集を行い、被害状況を把握する ●全職員(嘱託・臨時職員含む)の安否確認を行い、参集可能な職員には出勤を促す ●センター館内の点検・事務的環境の動作確認を行う。(電源・電話・LAN接続等) ●参集した職員の職制を通じて災害支援本部の設置を検討する ●支援の方向・対応内容を協議、職員に伝達する ●残留職員・帰宅職員の確認・決定・宿泊場所の設置・食料の調達・任務・行動スケジュールの協議・確認
	千葉県に津波警報が発表され、大津波による甚大な被害が想定されるとき	嘱託職員、 臨時職員を除く	
	その他、事務局長が必要と認めたとき		

風・水害等による参集基準			
区分	参集条件	参集職員	参集後に想定される業務等
レベル1	○大雨、洪水、暴風、高潮警報等が発令され、県内で浸水等による被害が発生したとき	事務局長 部長 副部長 VC班班長 VC担当職員	地震・津波レベル1と同じ
レベル2	○事務局長が必要と認めたとき	全職員 嘱託職員、 臨時職員を除く	地震・津波レベル2と同じ

- 職員は、自分自身・家族の安全確保を行い、積極的にテレビ等により情報の収集に努める。
- 職員は、出張等で職場を離れているときは「緊急時連絡網」により連絡を取ることとする。
- 職員は、災害が発生し被害が想定されると判断したときや被害が起きたときは、自ら連絡を取るようにする。
- 参集時は、天候、道路状況をよく確認し、交通手段に留意すること。
(車の使用が制限されるような場合は バイク、自転車、徒歩等による出勤を検討する)
- 事務局長(本部長)は各部長と相互に連絡を取り被害状況・レベルに応じて職員に対して必要な要請をする。
- 事務局長不在時は、総務部長が代行する。
- 職員の安否確認、情報伝達は、別に定める「緊急時電話連絡網」により行う。